

# 認定制度と他県・町の個別指定条例の指定基準

	認定	仮認定	神奈川県条例個別指定	大分県条例個別指定(案)	三重県個別指定(案)	南富良野町条例個別指定
認定・仮認定・指定の基準	<p><b>PST要件 (パブリックサポートテスト)</b>                      ※次のいずれかに適合                      ア 経常収入金額に占める寄附金等収入金額の割合が1/5以上                      イ 3,000円以上の寄附者が年平均100人以上                      ウ 法人事務所が所在する都道府県又は市町村から、法人への寄附金が個人住民税の税額控除対象となる法人として、<b>条例個別指定</b>を受けている。</p>	<p><b>PST要件 免除</b></p>	<p>(1) 県内で活動するNPO法人                      (2) 事業の内容について、地域課題の解決に資する活動の実績とその継続性</p> <p><b>公益要件</b>                      ア 事業活動の内容                      ・不特定かつ多数の県民の利益に資するもの                      例) 特定非営利活動に係る支出額が総支出額の1/2以上                      ・特定非営利活動に係る事業が地域の課題解決に資するもの                      例) 100人以上の活動地域の住民等からの要望書等                      イ 事業活動の実績                      ・特定非営利活動に係る事業実績と継続的な事業の実施                      例) 今後5年間の事業計画                      ・法人以外の者からの支持実績                      例) 行政等からの助成、表彰、100人以上の署名等</p>	<p>(1) 県内に主たる事務所のあるNPO法人</p> <p><b>PST要件に準じた要件 (再掲)</b>                      ※次のいずれかに適合                      ・経常収入金額に占める寄附金等収入金額の割合が10%以上                      ・3,000円以上の寄附者が年平均50人以上</p> <p><b>公益要件</b>                      ア 公益性に関する要件                      ※次のいずれかに適合                      ・経常収入金額に占める寄附金等収入金額の割合が10%以上                      ・3,000円以上の寄附者が年平均50人以上                      イ 公益性を高めるための要件                      (1) 県民からの認知                      ① 新聞等を使った情報発信が年2回以上                      ② 一般向け会報誌等の配付、設置5カ所以上                      ③ 一般を対象としたセミナーやイベント年4回以上                      ※①～③のうち1項目以上に該当していること                      (2) 自治体との協働実績年1回以上、又は自治体以外の団体との協働実績年2回以上                      (3) 今後も継続が見込まれる活動であること</p>	<p>(1) 県内に主たる事務所を有するNPO法人で、県税と消費税及び地方消費税に未納がない者</p> <p><b>PST要件に準じた要件 (再掲)</b>                      ・3,000円以上の寄附が2年平均で50人以上</p> <p><b>公益要件</b>                      ア 地域から認知されるための取組                      ① マスメディアを使った情報発信を年2回以上                      ② ホームページの更新を年4回以上                      ③ 一般向け会報誌等の配付、設置5カ所以上                      ④ 一般を対象としたセミナー、イベントを年4回以上                      ※①～④のうち1項目以上に該当していること                      イ 地域住民からの支持                      ⑤ ボランティアスタッフ参加数が延べ100人以上(但し、実人数で10人以上)                      ⑥ 3,000円以上の寄附が2年平均で50人以上                      ⑦ 主催事業への住民参加者が延べ100人以上/年                      ウ 他主体との連携、協働の取組                      ⑧ 自治体からの委託・補助等の実績が年1回以上                      ⑨ その他の主体との連携・協働した活動実績が年1回以上                      ※⑤～⑨のうち1項目以上に該当していること                      エ 社会課題への取組状況と地域活性化への貢献実績(自由記載)                      ※基準の判定は過去2事業年度の平均値で基準を満たしていること</p>	<p>(1) 南富良野町に主たる事務所を有するNPO法人で、町税及び公共料金に滞納がないこと</p> <p><b>PST要件に準じた要件 (再掲)</b>                      ・3,000円以上の寄附が年平均10人以上</p> <p><b>公益要件</b>                      ア 地域住民から認知されるための取組                      ① マスメディアを使った情報発信を年1回以上                      ② ホームページの更新を年2回以上                      ③ 一般を対象とした事業を年2回以上                      ※①～③のうち1項目以上に該当していること                      イ 地域住民の参画                      ④ ボランティアスタッフ参加数が10人以上/年                      ⑤ 3,000円以上の寄附が年平均10人以上                      ⑥ 主催事業への住民参加者が延べ10人以上/年                      ウ 他組織との連携、協働の取組                      ⑦ 自治体からの委託・補助等の実績が年1回以上                      ⑧ その他組織との連携・協働した活動実績が年1回以上                      ※④～⑧のうち1項目以上に該当していること                      ※基準の判定は過去2事業年度の平均値で基準を満たしていること</p>
	<p>(2) 事業活動において、共益的活動の占める割合が50%未満</p>	<p>(2) 事業活動において、共益的活動の占める割合が50%未満</p>	<p>・ 特定非営利活動に係る支出額が総支出額の1/2以上(再掲)</p>	<p>(2) 事業活動において、共益的活動の占める割合が50%未満</p>	<p>(2) 事業活動において、共益的活動の占める割合が50%未満</p>	<p>(2) 事業活動において、共益的活動の占める割合が50%未満</p>
	<p>(3) 運営組織及び経理が適切                      (4) 事業活動の内容が適正                      (5) 情報公開が適切                      (6) 事業報告書等の提出                      (7) 法令違反、不正行為、公益に反する事実等がない                      (8) 設立の日から1年を超える期間が経過している</p>					
		<p>(9) 設立から5年を超える期間が経過しない                      (10) 認定又は仮認定を受けたことがない</p>				
期間	認定期間5年(更新あり)	仮認定期間3年(1回限り)	指定期間5年(更新あり)	指定期間5年(更新あり)	指定期間5年(更新あり)	指定期限なし
備考			<p>○指定及び取消し＝第三者委員会へ諮問                      ○地方税法第37条の2第1項第4号の規定により控除対象となる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人を指定するための基準、手続等を定める条例及び施行規則 H24.2施行                      ○H24.7.12現在 10法人 縦覧中</p>	<p>○指定＝県の審査                      ○個人県民税の寄附金税額控除の対象となるNPO法人の指定基準(案) H24.4.1～4.30意見募集</p>	<p>○指定＝第三者審査会へ諮問                      ○指定基準(案) H23.8.19～9.1意見募集</p>	<p>○指定＝町の審査                      ○南富良野町税条例の一部を改正する条例の制定について H23.12.20制定                      ○個人町民税寄附金税額控除対象NPO法人指定要綱 H23.11.15施行                      ○H24.4.9現在 2法人指定</p>